

別表第二(第十五条関係)

一 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

項目	品名
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に規定する起爆薬
	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル煙火(がん具煙火を除く。)
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

二 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

項目	品名
毒物	塩化シアノゲン シアン化水素 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素(四酸化窒素) その他これらと同程度以上の毒性を有するもの

三 水又は空気と作用して発火性を有する物質

項目	品名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの